

議案第44号

財産を支払手段として使用することについて

財産を次のとおり支払手段として使用したいので、議会の議決を求める。

令和3年10月12日提出

(2021年)

城陽市長 奥田敏晴

1 目的

富野長谷山他地内の土砂を、東部丘陵線整備に伴う建設発生土処分に要する経費の一部の支払手段として使用するもの。

2 支払手段として使用する財産

富野長谷山他地内の土砂 200万m<sup>3</sup>  
(1m<sup>3</sup>あたり146円)

3 上記財産をもって支払う債務

富野長谷山建設発生土処分事業に要する費用340,000千円の  
うち292,000千円

4 相手方

城陽市富野荒見田51番地 京明ビル2階  
近畿砂利協同組合  
理事長 松原信司

## 提案理由

東部丘陵線整備に伴う建設発生土処分に要する経費の支払いにあたり、富野長谷山他地内の土砂を支払手段として使用したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号及び第237条第2項に基づいて、本案を提案するものである。

## 参照条文

地方自治法（抜粋）

[議決事件]

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

(7)～(15) 略

② 略

(財産の管理及び処分)

第237条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

2 第238条の4第1項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。

3 略